別表第六十二号注６(1)を次のように改める。

(1)　スロットの変調方式が十六値振幅位相変調の場合、‘0000’を開始値として１ずつ増加させた値を、‘1111’まで順に並べ、これを２回繰り返したものとする。

別表第六十九号の二注３中「$E'_Y=0.2637E'_R+0.6780E'_G+0.0593E'_B$」を「$E'_Y=0.2627E'_R+0.6780E'_G+0.0593E'_B$」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（放送法施行規則の一部改正）

２　放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第七十条第五項第四号ロ中「第二十四条の七」を「第二十四条の九」に改める。